

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

1、農林畜産業及び建設に関する事項についてを議題といたします。

(1) 農政部所管施設における使用料の見直しについて、(2) 大雨による農業被害の状況について及び(3) 大雨による土木部所管施設の被害状況についての以上3件について、理事者から報告願います。

○林農政部長 農政部所管施設における使用料の見直しについて、御報告いたします。

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)による使用料等の改正に伴いまして、規則、要綱において使用料を規定しているものについても、料金を改正しようとするものであります。該当施設ですが、旭川市営牧場、旭川市若者の郷、旭川市農業センター、以上の3施設になります。

旭川市営牧場については、条例においてその他の家畜の使用料は市長が別に定める額としており、同施行規則において定めている馬の4項目の使用料を増額するものであります。

お手元に資料があるかと思いますが、この馬の小型、大型というものについては、規則の別表に詳細があるんですけれども、品種ごとに分かれていまして、大きく言うと、輓系馬、輓馬の3歳以上が大型で、それ以外はほぼほぼ小型という、そういう区分になってございます。

続いては、旭川市若者の郷についてですが、条例において地場産品試作センターの使用料は市長が別に定める額としており、要綱において定めている農畜産加工設備3項目の使用料を増額しようとするものであります。

最後に、旭川市農業センターについては、農産加工機器の使用料は市長が別に定める額としており、要綱において定めている農産加工設備3項目の使用料を増額及び減額するものですが、減額につきましては、今と過去の工程が若干違うことによる、その見直しのために減額をしたというものでございます。

続いて、先般発生した大雨に係る農業被害の状況について報告いたします。

今回報告する大雨による農業被害については、2件ございます。

一つ目が、6月19日の夕方から夜にかけての大雨によるもので、短時間での激しい雷雨が発生し、同日17時2分に大雨警報が発表され、19時48分まで継続しております。

農政部では、農協をはじめ関係団体と連携し、被害状況を調査しましたが、西神楽地区でてん菜、バレイショ、スイートコーン、小麦、小豆など3.4ヘクタールで作土が圃場内で流亡、流れ出しまして、農作物被害が発生いたしました。

農作物の被害額は、今後の生育状況等にもよるんですけれども、146万1千円というふうに推計しています。

続いて、今月の11日から12日にかけての大雨によるものですが、本市では7月の11日、12日の両日で大雨警報が発表されました。

これによる農業被害としては、神居地区で、水稻の圃場で冠水2.5ヘクタール、土砂流入0.4ヘクタール発生いたしました。

被害があった農業者の方と相談の結果、土砂が流入した圃場においては、通常の農作業における除礫、耕起、こういったことでの対応が可能であるということから、市としての復旧対応はございません。

この農作物の被害額は、５３万１千円と推計しております。

以上、御報告となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋土木部長 令和８年６月１９日及び７月１１日から１２日にかけての大雨による土木部所管施設の被害と対応状況について、御報告申し上げます。

資料の１ページ目を御覧ください。初めに、６月１９日の大雨に関わる状況についてでございます。

１９日の夕方から夜にかけて、大気の様子が非常に不安定となり、雷を伴う局地的な大雨が発生し、１７時２分に大雨警報が発令され、１９時４８分に解除となりました。

西神楽近傍の志比内観測所では、１６時から１７時の１時間降水量が１６ミリでありましたが、１０分間の降水量では１４．５ミリを観測しており、これを１時間に換算しますと８７ミリとなり、短時間で猛烈な雨を記録しております。

土木部では、１９日の夕方より、総合道路維持管理業務の受託者とともに市内全域のパトロールを実施し、道路施設では、特に降水量が多かった西神楽地区において、道路の路面洗掘が９か所、土砂流入が８か所など、計２０か所で被害が発生し、４か所６路線を通行止めといたしました。

また、河川施設では、河川の法面崩れなどによる被害が２か所で生じております。

なお、いずれも人身等の被害はありませんでした。

復旧状況であります。７月８日までに通行止めを全て解除し、道路１９か所、河川１か所については、復旧が完了し、残る箇所については、応急対応済みで、順次復旧してまいります。

そのほか、公園施設では、落雷により、花咲スポーツ公園のスタルヒン球場のスコアボードの一部に不具合が生じており、現在早期の復旧に向けて準備を進めております。

次に、資料の２ページ目を御覧ください。７月１１日から１２日にかけての大雨に関わる状況についてでございます。

１１日の朝から大気の様子が非常に不安定となり、９時２分に大雨警報が発令され、１３時３９分には一旦解除されましたが、翌日１２日の１３時２４分に再び大雨警報が発令され、１８時３２分に解除となりました。

旭川市の観測所では、１１日の８時から９時の１時間降水量が３３．５ミリと激しい雨となり、１１日の２４時間降水量は７２．５ミリを記録しております。

土木部では、１１日及び１２日に総合道路維持管理業務の受託者とともに市内全域のパトロールを実施し、道路施設では、春光台地区や西神楽地区を中心に、道路の路面洗掘が１２か所、道路の冠水が１０か所、マンホール破損が５か所など、計３７か所で被害が発生し、西神楽地区で３か所を通行止めといたしました。

また、河川施設では、流木による流下阻害など２か所で被害が生じております。

なお、いずれも人身等の被害はありませんでした。

復旧状況であります。７月１７日までに通行止め箇所を全て解除し、残る復旧作業を進めているところでございます。

そのほか、公園施設では、春光園内の樹木が落雷により倒木し、12日のうちに倒木は撤去しましたが、近接樹木に倒木の恐れがあったことから、市道の通行止めを行ったところ。13日午前中に伐採処理を行い、通行止めは解除しております。

近年は、気候変動の影響により大雨等の自然災害の発生頻度が高まっておりますので、災害対応への準備も含め、今後も緊張感を持って適切に対応してまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 農政部所管施設の使用料の見直しについて伺ったんですけど、簡単にちょっとだけ聞きたいと思うんですけど。

第2回定例会で他のいろんな使用料、手数料について、いろいろと議論にもなって、対応もいろいろ分かれたんですけど、そのとき、例えばごみ袋の使用料なんかも1.5倍ということで、いろんなものが1.5倍で、一律でやられるということで相当違和感があって議論もあったんですけど。

今日見せていただいているのは、牧場の使用料とか、加工施設の設備使用料とか、いろいろ見ているんですけど、1.5倍ではなく、いろいろと、1.48だったり1.25だったり1.29だったり0.93だったりとか、0.93だとこれ下がるんだけど、いろいろと考え方が違うように思うんですね。だから、それはどんな考え方でこういうふうになっているのかなあと。

いや、一律1.5倍にしないってことは評価したいと思うんですけど、何か考え方があるんだろうと思いますのでね、そこを少し説明してもらえればありがたいなと。

○林農政部長 使用料につきましては、1.5倍というのは確かに上限として頭打ちしていますので、実際にはその時々算定根拠があって、それぞれ施設だったり、項目ごとに積算根拠があって、それに当てはめた中で最終的に決定をし、それが1.5倍を超えていれば当然1.5倍で終わりますし、それにまだ満たないものについては積算の根拠に基づいた金額に設定しているということになるかと思います。

○能登谷委員 その1.5倍になっているのは一つだけですよ、小型の馬だけ。だからそれは超えたのかなと思うんですけど、それ以外、例えば大型の馬なんかは実際にいるのかな。いるんですかね。

それ、さっきの説明だと、鞍馬の馬ぐらいで、しかも3歳以上ということになると、旭川には実際にいるんかしら。

○林農政部長 今現在、旭川市内ではないということになります。

○能登谷委員 牛乳加工類については0.93倍になったということなんですけど、下がったんだよね、これって。今まで取り過ぎていたっちゃうことなのかな。

○林農政部長 取り過ぎていたというよりも、先ほど説明したんですけども、工程がやっぱり以前と今と若干違ってまして、何が違うかというと、使う機械も若干違ったりとかして。見直しのタイミングが以前もありましたけれども、そのときにはまだそこまで現状偏ってはいなかったという判断で。今は、もうほとんどこの安い基準になっている機械の使用方法ですとか、原材料等の調達も含めてですけども、そういった工程の違いが明らかになったものですから、それで、現状に最大限合わせた形で算定をした結果、下がったということになって、どうしてもそれ以上は取れないんだということになります。

○江川委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午後２時１３分